

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 要求水準書(案) 新旧対照表

No	頁	第1.	1.	(1)	ア	(ア)	a.	項目等	修正前	修正後
1								表紙	要求水準書(案) 令和5年2月	修正後 要求水準書 (案) 令和5年4月
2								目次	閲覧資料7 下水道現況図 閲覧資料9 インフラ取合い点(※入札公告時又は入札公告までに提供) 閲覧資料10 新ごみ処理施設工事の工程について(※入札公告時又は入札公告までに提供) 閲覧資料11 新ごみ処理施設との敷地境界平面図(※入札公告時又は入札公告までに提供)	閲覧資料7 下水道現況図及び水道現況図 閲覧資料9 インフラ取合い点 閲覧資料10 工事について 閲覧資料11 新ごみ処理施設との敷地境界計画書 閲覧資料14 市内既存施設の年間利用者数(参考)
3	3	第1.	4.	(1)				表1-1 整備対象施設	提案施設	提案施設 (予定価格の範囲内)
4	3	第1.	4.	(1)				表1-1 整備対象施設	付帯施設(付帯事業)	付帯施設(付帯事業) (独立採算事業)
5	4	第1.	4.	(3)	ウ			開業準備業務	(イ)開業準備期間中の運営業務	(イ)供用開始前の広報及び予約受付業務
6	9	第1.	4.	(7)				事業スケジュール(予定)	事業スケジュールは以下を予定する。なお、令和9年4月以降、隣接する新たなごみ処理施設から熱供給を開始する予定である	事業スケジュールは以下を予定する。なお、令和9年5月以降、隣接する新たなごみ処理施設から熱及び電気の供給を開始する予定である
7	9	第1.	4.	(7)				事業スケジュール(予定)	設計・建設期間 公園:事業契約締結日～令和9年3月末日	設計・建設期間 公園:事業契約締結日～令和9年1月末日 ただし、公園の建設工事の着工日は、令和7年4月以降とすること。
8	9	第1.	4.	(7)				事業スケジュール(予定)	維持管理期間 公園:令和9年4月1日～令和29年3月末日	維持管理期間 公園:令和9年4月1日～令和29年3月末日(※)
9	9	第1.	4.	(8)	エ			セルフモニタリングの実施	設計、建設・工事監理段階においては、基本設計完了時、実施設計完了時、竣工引き渡し時において、セルフモニタリングを実施し、本市にモニタリング報告書を提出すること。維持管理・運営段階においては、毎月、本市にモニタリング報告書を提出すること。モニタリング報告書には、次の内容を記載すること。	設計、建設・工事監理段階においては、基本設計完了時、実施設計完了時、竣工引き渡し時において、セルフモニタリングを実施し、本市にモニタリング報告書を提出すること。開業準備・維持管理・運営段階においては、毎月、本市にモニタリング報告書を提出すること。モニタリング報告書には、次の内容を記載すること。
10	11	第1.	6.			(ナ)		条例	c. 埼玉県福祉のまちづくり条例、埼玉県高齢者・障害者等が円滑に利用できる建築の整備に関する条例(以下、埼玉県建築物バリアフリー条例)	c. 埼玉県福祉のまちづくり条例 d. 埼玉県高齢者・障害者等が円滑に利用できる建築の整備に関する条例(以下、埼玉県建築物バリアフリー条例)
11	14	第1.	7.	(4)	ア	(ア)		表1-4 余熱利用施設の営業日・運営時間の概要(予定)	※開館時間は、平日・土日祝日も同様とする。	※上記の条件を満たしたうえで、季節・曜日別に開館時間を設定することも可とする。
12	14	第1.	7.	(4)	ア	(イ)		駐車場	公園(公園内のトイレを含む。)は、通年開放とする。ただし、公園管理室、駐車場及びバーベキューエリアの利用時間は、表15を最低基準とし、事業者の提案により、本市と協議の上決定する。	公園(公園内のトイレを含む。)及び駐車場は、通年開放とする。公園管理室及びバーベキューエリアの利用時間は、表1-5を最低基準とし、事業者の提案により、本市と協議の上決定する。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 要求水準書(案) 新旧対照表

No	頁	第1.	1.	(1)	ア	(ア)	a.	項目等	修正前	修正後
13	14	第1.	7.	(4)	ア	(イ)		表1-5 公園の利用日・利用時間の概要(予定)	公園(公園内のトイレを含む。) 通年	公園(公園内のトイレを含む。) 通年開放
14	14	第1.	7.	(4)	ア	(イ)		表1-5 公園の利用日・利用時間の概要(予定)	公園西側駐車場 9時～21時 ※ただし、防犯上の対策を講じたうえで、常時開放ができる 公園東側駐車場 9時～21時 ※ただし、防犯上の対策を講じたうえで、常時開放ができる	公園西側駐車場(メイン) 通年開放 ※防犯上の対策を講じること 公園東側駐車場(サブ) 通年開放 ※防犯上の対策を講じること
15	14	第1.	7.	(4)	ア	(イ)		表1-5 公園の利用日・利用時間の概要	※利用時間は、平日・土日祝日も同様とする。	—
16	15	第1.	7.	(4)	イ			表1-6 施設の利用料金	カルチャー機能 利用料金 広域以外 税込1,000円/時間を上限とし、事業者の提案による	カルチャー機能 利用料金 広域以外 税込500円/時間を上限とし、事業者の提案による
17	15	第1.	7.	(4)	イ			表1-6 施設の利用料金	※施設使用料の減額又は免除に関する基本方針(平成23年10月18日策定、平成31年4月26日改定)に基づき、利用団体・利用目的等により、使用料が減額又は免除するものとする。詳細は、「市内公共施設使用料の減免について」(本市ホームページに掲載)を参照	※施設使用料の減額又は免除に関する基本方針に基づき、利用団体・利用目的等により、使用料が減額又は免除するものとする。詳細は、「市内公共施設使用料の減免について」(本市ホームページに掲載)を参照
18	16	第1.	7.	(4)	ウ	(オ)		多目的室	自由利用を原則とする。 予約に当たっては、利用者の利便性に配慮した方法とし、具体的な予約方法は事業者の提案によるものとする。	自由利用を原則とする。
19	16	第1.	7.	(4)	エ			市内既存施設の年間利用者数(参考)	—	エ. 市内既存施設の年間利用者数(参考) 本市の既存施設施設の概要及び利用者数を「閲覧資料14 市内既存施設の年間利用者数(参考)」に示す。
20	19	第2.	1.	(3)	ア			(3)設計体制と主任技術者の設置・進捗管理	ア. 公園施設及び調整池の設計業務を担う者は、以下に示す要件を満たさなければならない。なお、(ア)は必須とし、(イ)と(ウ)を満たす者は同一人物でなくてもよい。 (ア) 技術士(建設部門)又はRCCMに登録している者であること。 (イ) 公園又は広場の設計実績(部分改修を含む)を有すること。 (ウ) 配水池又は調整池を建設する工事における設計実績を有すること。	ア. 公園施設の設計業務を担う者は、以下に示す要件を満たさなければならない。 (ア) 技術士(建設部門(造園部門または都市計画及び地方計画部門))又はRCCM(造園部門または都市計画及び地方計画部門)に登録している者であること。 (イ) 公園又は広場の設計実績(部分改修を含む)を有すること。
21	19	第2.	1.	(3)	ア			(3)設計体制と主任技術者の設置・進捗管理	—	イ. 調整池の設計業務を担う者は、以下に示す要件を満たさなければならない。 (ア) 技術士(建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋部門)または上下水道部門(下水道))又はRCCM(下水道部門または河川、砂防及び海岸・海洋部門)に登録している者であること。 (イ) 配水池又は調整池を建設する工事における設計実績を有すること。
22	20	第2.	3.	(1)	エ			新ごみ処理施設との連携	—	エ. 施設の理解度を高めるため、新ごみ処理施設整備事業者が実施する本施設と新ごみ処理施設の模型の作製に際し、事業者は協力すること。
23	20	第2.	3.	(2)	ア	(エ)		地域性・景観性	—	(エ) 施設の夜間利用に際し、利用者の安全性に配慮するとともに、光害を含む周辺環境への影響に配慮した計画とすること。
24	22	第2.	3.	(3)	ウ			上水道	(エ) 下水道の引き込みに係る負担金、本市の負担とする。	(エ) 適宜、本市下水道施設課と協議を行い調整すること。 (オ) 下水道の引き込みに係る負担金は、本市の負担とする。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 要求水準書(案) 新旧対照表

No	頁	第1.	1.	(1)	ア	(ア)	a.	項目等	修正前	修正後
25	22	第2.	3.	(3)	エ	(ア)		雨水排水	雨水排水の処理方法等は、可能な限り有効利用及び事業地内での浸透を図ったうえで、事業者の提案により、適切に排水施設を設け、公園東側市道菖蒲1543号線脇水路への接続を計画すること。	雨水排水の処理方法等は、可能な限り有効利用及び事業地内での浸透を図ったうえで、事業者の提案により、適切に排水施設を設け、公園東側市道菖蒲1543号線脇水路への接続を計画すること。また、本市建設管理課と協議を行い調整すること。 (公園東側市道菖蒲1543号線脇水路(参考)) ・構造 コンクリート柵渠 断面 U-1800×1500(A型) ・底面高さ T.P.+7.2m ・許容放流量 0.214(m ³ /sec)
26	23	第2.	3.	(3)	オ	(イ)		電力	工事費用、工事負担金等の初期費用が必要となる場合には、事業者の負担とする。	電力の引き込みに係る負担金は、本市の負担とする。
27	23	第2.	3.	(3)	カ	(イ)		ガス	工事費用、工事負担金等の初期費用が必要となる場合には、事業者の負担とする。	余熱利用施設へのガスの引き込みに係る負担金は、本市の負担とする。但し、公園敷地にガスの引き込む場合には、工事費用等の初期費用は、事業者の負担とする。
28	23	第2.	3.	(3)	キ	(イ)		電話	工事費用、工事負担金等の初期費用が必要となる場合には、事業者の負担とする。	工事費用等の初期費用が必要となる場合には、事業者の負担とする。
29	23	第2.	3.	(3)	ク	(イ)		通信	工事費用、工事負担金等の初期費用が必要となる場合には、事業者の負担とする。	工事費用等の初期費用が必要となる場合には、事業者の負担とする。
30	26	第2.	4.	(1)				基本的な考え方	・新ごみ処理施設の余熱体験啓発棟として整備する。 ・余熱利用施設の延床面積は、約6,000㎡程度とすること。	・新ごみ処理施設の余熱体験啓発棟として整備し、地上2階建てとすること。 ・余熱利用施設の延床面積は、6,000㎡程度とすること。
31	26	第2.	4.	(1)	ア	(ア)	c.	施設配置	浸水想定高さ以上の盛土を行うこととし、切土及び盛土工事を行う場合は事業予定地内において土量バランスを図るよう努めること。	浸水想定高さ以上の盛土を行うこととし、切土及び盛土工事を行う場合は事業予定地内において土量バランスを図るよう努めること。浸水想定高さとは、最大浸水深T.P.+12.04m(国土地理院地点別浸水シミュレーション検索システムにより、浸水深が最大の破堤点を利根川/河口から133.0kmの地点)としている。
32	29	第2.	4.	(2)	ア		f.	共通	ZEB化認証の取得など、省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。	ZEB Ready相当以上の基準を満たし、省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。
33	33	第2.	4.	(2)	エ	(ウ)	g.	衛生設備等	トイレは、入口から男女が分からないようにするなど、様々な利用者へ配慮すること。	トイレの入口は、性的少数者等に配慮できるよう工夫すること。
34	33	第2.	4.	(2)	エ	(オ)	e.	熱利用設備	・送り温度 105℃ ・戻り温度 85℃	・送り温度 80～85℃程度 ・戻り温度 60℃程度
35	37	第2.	4.	(3)	イ	(ア)	m.	大浴場	人工ラジウムや薬草風呂など、利用者が繰り返し利用したくなる特色のある風呂とすること。	人工ラジウムや薬草を用いた風呂など(下記nの炭酸風呂を運営開始当初から行うことを含む。)、利用者が繰り返し利用したくなる特色のある風呂とすること。
36	37	第2.	4.	(3)	イ	(ア)	n.	大浴場	将来的に、新ごみ処理施設で発生する二酸化炭素を活用した、炭酸風呂を設置できるよう検討すること。	炭酸泉装置を設置すること。なお、将来的に、新ごみ処理施設で発生した二酸化炭素を利用することを想定する。
37	41	第2.	4.	(3)	キ	(オ)	a.	渡り廊下	a.新ごみ処理施設と屋内の渡り廊下で接続すること。	a.新ごみ処理施設と屋内の渡り廊下で接続すること。新ごみ処理施設側で事業範囲境界線まで屋内通路として施工することになっており、接合部は余熱利用施設側にて整備するものとする。
38	41	第2.	4.	(3)	キ	(オ)	b.	渡り廊下	b.詳細は新ごみ処理施設整備事業者と協議の上計画すること。	b.詳細は「閲覧資料11新ごみ処理施設との敷地境界計画書」を参照し、新ごみ処理施設整備事業者と協議の上計画する。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 要求水準書(案) 新旧対照表

No	頁	第1.	1.	(1)	ア	(ア)	a.	項目等	修正前	修正後
39	42	第2.	4.	(3)	キ	(力)	a.	屋上	新ごみ処理施設の屋上庭園につながる散策路との連続性・一体性を考慮することとし、スロープ等で直接公園に降りられるなど、利便性を考慮すること。	新ごみ処理施設の屋上庭園につながる散策路との連続性・一体性を考慮することとし、余熱利用施設の屋上からスロープや階段等で直接公園に降りられる動線となるようにするなど、利便性を考慮すること。
40	42	第2.	4.	(3)	キ			管理運営機能	(キ) その他	(キ) トイレ (ク) その他
41	42	第2.	4.	(3)	キ	(キ)		トイレ	a. トイレ(男・女)を適切に設けること。いずれのトイレも、個室にサンタリーボックスを設置すること。また、入口から男女が分からないようにするなど、様々な利用者へ配慮すること。 b. バリアフリートイレを館内に1か所以上設けること。仕様については「埼玉県福祉のまちづくり条例(平成16年3月26日 条例第15号)」及び「埼玉県建築物バリアフリー条例(令和3年10月1日施行分)」の基準を満たすものとするが、さらなる設備の提案を期待する。なお、バリアフリートイレのうち1か所はオストメイト対応とする。	a. トイレ(男・女)を適切に設けること。全て洋式トイレとし、個室にサンタリーボックスを設置すること。また、トイレの入口は、性的少数者等に配慮できるよう工夫すること。 b. バリアフリートイレを館内に1か所以上設けること。全て洋式トイレとし、仕様については「埼玉県福祉のまちづくり条例(平成16年3月26日 条例第15号)」及び「埼玉県建築物バリアフリー条例(令和3年10月1日施行分)」の基準を満たすものとするが、さらなる設備の提案を期待する。なお、バリアフリートイレは暖房・洗浄機能付き便座設置及びオストメイト対応とする。 c. 衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具及び機器を採用すること。 d. 衛生器具類は、障がい者にも使いやすいものとし、かつ、節水型の器具を採用すること。 e. トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。
42	44	第2.	4.	(3)	コ			各機能に係る要件	コ. その他	コ. 提案施設
43	45	第2.	5.	(1)	ア			基本理念	—	ア. 公園基本計画における公園整備の基本理念
44	45	第2.	5.	(1)	ア		a.	基本理念	—	<本多静六博士の公園整備における3つの理念> ・民衆のための健康増進施設として、園内に、休養区、教養区、運動区、散策区を設け、目的にかなった諸施設をつくること ・自然的風景、人工的風景であることを問わず、公園地域を美化すること ・自然に順応して、その土地の風土、植物などに調和したものをつくること
45	46	第2.	5.	(1)	ウ	(工)		配置計画	将来的に敷地内に本多静六記念館が整備されることを見込んで、約230㎡程度のスペースを確保しておくこと。開業時は広場として有効活用すること。なお、記念館の整備は本業務には含まない。	将来的に敷地内に本多静六記念館が整備されることを見込んで、約230㎡程度のスペースや、給排水や電源設備を確保しておくこと。開業時は広場として有効活用すること。なお、記念館の整備は本業務には含まない。
46	46	第2.	5.	(1)	ウ			配置計画	—	(オ) 菖蒲清掃センターが使用している既存水道管は公園敷地内(市道菖蒲1532号線下)を通過しており、令和9年3月末まで使用予定であることに留意して計画すること。既存水道管は残置とする予定である。既存水道管の埋設ルートは「閲覧資料10 工事について」を参照のこと。 (カ) 園市にて公園敷地内に特別高圧線φ150×4本を敷設する工事を令和8年度に予定している。本市及び東京電力と日程等を調整するほか、特別高圧線の管路の周辺及び上部は歩道とするなど、将来的なメンテナンスに配慮した計画とすること。埋設ルートは「閲覧資料6 周辺整備計画図(予定)」に示す。
47	47	第2.	5.	(1)	オ			植栽計画	—	(イ) 剪定枝の活用など、公園内での自然の循環等に配慮した計画を期待する。 (キ) 花を楽しめる花壇を整備すること。
48	49	第2.	5.	(3)	イ	(ア)		芝生広場	天然芝と人工芝のいずれを設置するかは事業者の提案によるものとする。	芝生は原則として天然芝とする。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 要求水準書(案) 新旧対照表

No	頁	第1.	1.	(1)	ア	(ア)	a.	項目等	修正前	修正後
49	49	第2.	5.	(3)	ウ			遊具	また、新ごみ処理施設に設置(予定)される遊具を踏まえて計画すること。	幼児用遊具は、安全に遊べるよう囲いをするなどの配慮をすること。 また、新ごみ処理施設に設置(予定)される遊具を踏まえて、計画変更の協議を行う場合がある。
50	50	第2.	5.	(3)	ウ	(ア)	b.	大型複合遊具	公園の景観と調和し、他の公園や施設にはない独自性のあるデザインや色調とすること。	公園の景観と調和し、独自性のあるデザインや色調とすること。
51	50	第2.	5.	(3)	ウ	(イ)	d.	幼児用遊具	新ごみ処理施設で設置される幼児用遊具を踏まえ、重複しないようにすること。	—
52	50	第2.	5.	(3)	ウ	(ウ)	b.	幼児用遊具(インクルーシブな遊具)	高さ約1.0mのメッシュフェンスで囲んだ範囲に、遊具をバランスよく配置すること。	—
53	51	第2.	5.	(3)	オ			バーベキューエリア	(ア)バーベキューを楽しむことができるエリアを設けること。 (イ) 器具や食材は利用者が持ち込むことを前提とし、器具のレンタルや食材の提供は事業者の提案によるものとする。	(ア) バーベキューを楽しむことができるエリアを設けること。ただし、器具の常設は想定しない。 (イ) 器具のレンタルや食材の提供は事業者の提案によるものとする。
54	51	第2.	5.	(3)	カ	(工)		調整池機能	(エ)平時において、雨水は調整池を通らずに(雨水を水遊び場に利用する場合を除く)市道菖蒲1543号線脇水路へ放流し、一定量を超える雨水の場合に調整池へ流れ込む構造とすること。 (オ) 斜面の一部は滑り台として機能するなど、空間を有効活用すること。 (カ) 表面は芝等で仕上げることを想定するが、貯留量の面などでやむを得ない場合には、他の仕上げ方法も可とする。	(エ)平時において、雨水は調整池を通らずに(雨水を水遊び場に利用する場合を除く)雨水排水設備により市道菖蒲1543号線脇水路へ放流し、雨水が一定量を超える場合に調整池へ流れ込む構造とすること。 (オ) 一定量を超えた雨水は、堤体斜面を通らず、呑口部へ直接入水できるようにすること。なお、呑口部はコンクリート構造で集水できるものとし、一定量の雨水を貯留できるものとする。 (カ) 堤体斜面の一部は滑り台として機能するなど、空間を有効活用すること。 (キ) 表面は芝等で仕上げることを想定するが、貯留量の面などでやむを得ない場合には、他の仕上げ方法も可とする。
55	51	第2.	5.	(3)	キ			本多静六博士を顕彰する森	(ア) 新たな森づくりゾーンを中心に整備し、天然更新が可能な自然の森とすること。 (イ) 樹木の生長を考慮し、開園から概ね10年後に自然の森となるイメージで整備すること。 (ウ) 植樹する樹種や配置は、森が単純化しないように成長後の森の景観を考慮し、四季を感じることができるほか、武蔵野の雑木林を構成する樹種や、可能な限り年間を通じて花がつく樹種などを織り交ぜること。 (エ) 本多静六博士の理念や功績(明治神宮の森、首賭けイチョウ、鉄道防雪林など)をイメージできる森を期待する。	(ア) 本多静六博士を顕彰する森は、明治神宮の森の考えである天然更新の考えを味わえる森とすること。なお、開園当初は日陰をつくるため高木(地域の樹種でなくてもよい)を含めて植樹し、地域の樹種が成長するまでは最低限の手入れを行うことを想定する。 (イ) 植樹する樹種や配置は、森が単純化しないように成長後の森の景観を考慮すること。 (ウ) 武蔵野の雑木林を構成する樹種や、花の咲く樹種を織り交ぜ、四季を感じられる彩のある森とすること。林床には花を植えることも可とする。 (エ) 本多静六博士の森づくりの考え方(天然更新)や樹種を紹介する看板等を、景観を損ねない程度に設置すること。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 要求水準書(案) 新旧対照表

No	頁	第1.	1.	(1)	ア	(ア)	a.	項目等	修正前	修正後
56	52	第2.	5.	(3)	ク	(ウ)		トイレ	<p>a. トイレの設置数は、利用者数を考慮し、2か所以上設置すること。</p> <p>b. 外観は、公園の景観と調和したデザインのものとする。</p> <p>c. 衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具及び機器を採用すること。</p> <p>d. 衛生器具類は、障がい者にも使いやすいものとし、かつ、節水型の器具を採用すること。</p> <p>e. トイレは、バリアフリー基準に準拠した設えの構成とすること。</p> <p>f. トイレは、全て洋式トイレとし、バリアフリートイレは暖房・洗浄機能付き便座設置及び簡易オストメイト対応すること。</p> <p>g. トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。</p>	<p>a. トイレ(男・女)を適切に設けること。設置数は、利用者数を考慮し、2か所以上設置すること。全て洋式トイレとし、個室にサニタリーボックスを設置すること。また、トイレの入口は、可能な限り性的少数者等に対する配慮を期待するが、防犯面にも十分留意すること。</p> <p>b. バリアフリートイレを1か所以上設けること。仕様については「埼玉県福祉のまちづくり条例(平成16年3月26日 条例第15号)」及び「埼玉県建築物バリアフリー条例(令和3年10月1日施行分)」の基準を満たすものとするが、さらなる設備の提案を期待する。なお、バリアフリートイレは暖房・洗浄機能付き便座設置及びオストメイト対応とする。</p> <p>c. 衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具及び機器を採用すること。</p> <p>d. 衛生器具類は、障がい者にも使いやすいものとし、かつ、節水型の器具を採用すること。</p> <p>e. 外観は、公園の景観と調和したデザインのものとする。</p> <p>f. トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。</p>
57	53	第2.	5.	(3)	サ	(ア)		駐車場	—	<p>(ア) 共通</p> <p>a. 駐車場は2か所整備し、公園西側駐車場(メイン)は敷地北側新設道路から、公園東側駐車場(サブ)は市道菖蒲1543号線(公園東側)からそれぞれ進入するものとする。なお、事業者の提案により、駐車場に雨水流出抑制機能を設けても良い。</p> <p>b. 各駐車場にスムーズに自動車を誘導できるように考慮すること。</p> <p>c. 円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない場所に配置し、外灯(自動点滅または時間点滅が可能なもの)を適切に配置すること。</p> <p>d. 駐車場の仕上げはアスファルト舗装とし、耐久性及び路面に水たまりが発生しないように配慮すること。</p> <p>e. 駐車場内での安全が図られるよう歩車分離を徹底し、場内歩行者動線に十分配慮すること。</p> <p>f. 駐車区画は白線等で明確に示し、必要に応じて車止め、車止めポール等を適宜設置すること。</p> <p>g. 一般利用者とは別に、事業者用駐車場を設けること。</p> <p>h. 防犯対策として、適宜防犯カメラを設置すること。</p>
58	54	第2.	5.	(3)	サ	(イ)		駐車場	—	<p>(イ) 公園西側駐車場(メイン)</p> <p>a. 余熱利用施設に隣接して設けること。</p> <p>b. 公園の種別・面積に対応した標準的な収容台数を上回る250台以上の乗用車が駐車できるスペースを確保すること。また、10台程度の大型バスが駐車できるスペースを確保すること。</p> <p>c. 優先駐車場については5台以上とし、「埼玉県福祉のまちづくり条例(平成16年3月26日 条例第15号)」及び「埼玉県建築物バリアフリー条例(令和3年10月1日施行分)」の基準を満たすものとするが、さらなる台数の提案を期待する。優先駐車場は本施設にアクセスしやすい位置に整備すること。</p> <p>d. EV車急速充電器を10台以上設置すること。</p> <p>e. 可能な限り、屋根付きの駐車場を設置し、上部に太陽光パネルを設置すること。</p> <p>f. 大型バス等の往来に対し、一方通行とする等の安全性に配慮するとともに、バス専用の車寄せ及び一時待機スペースを整備すること。</p> <p>g. 大型バス等から下車した人と車面が交錯しないよう考慮し、余熱利用施設までの通路には屋根を設けること。</p> <p>h. 市内循環バスなど公共交通が乗り入れる場合も想定すること。</p>

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 要求水準書(案) 新旧対照表

No	頁	第1.	1.	(1)	ア	(ア)	a.	項目等	修正前	修正後
59	54	第2.	5.	(3)	サ	(ウ)		駐車場	—	(ウ) 公園東側駐車場(サブ) a. 30台以上の乗用車が駐車できるスペースを確保すること。 b. 利用が少ない時間帯などには、駐車場以外として活用の提案を期待する。ただし、周辺住宅地に十分配慮すること。
60	55	第2.	5.	(3)	シ	(オ)		駐輪場	駐輪場の仕上げは、コンクリートで舗装すること。	駐輪場の仕上げは、コンクリート又はアスファルトで舗装すること。
61	55	第2.	5.	(3)	セ	(イ)		サイン	—	(イ) 利用者が本多静六博士の理念を踏まえて整備されていることが分かる掲示等を設置すること。
62	56	第2.	5.	(3)	ソ			その他	(ア) 提案施設は、余熱利用施設及び新ごみ処理施設との連携・相乗効果が見込める都市公園法に定める公園施設とする。ただし、単独での運動施設の提案は不可とする。また、公園施設のうち、飲食店、売店その他当該施設から収益が生じる施設については、付帯施設として提案すること。なお、提案施設の計画にあたっては、第6. 7. 提案施設の運営(任意)も参照すること。 (イ) 時計塔を設置すること。	(ア) 時計塔を設置すること。
63	56	第2.	5.	(3)	タ			提案施設	—	イ. 提案施設 提案施設は、余熱利用施設及び新ごみ処理施設との連携・相乗効果が見込める都市公園法に定める公園施設とする。ただし、単独での運動施設の提案は不可とする。また、公園施設のうち、飲食店、売店その他当該施設から収益が生じる施設については、付帯施設として提案すること。なお、提案施設の計画にあたっては、第6. 7. 提案施設の運営(任意)も参照すること。
64	56	第2.	7.		ウ			土壌汚染状況調査業務	調査対象物質・位置・数量は、関係官公署との協議によるものとする。	新ごみ処理施設事業にて実施した調査において、余熱利用施設事業敷地は土壌汚染状況調査の対象外としている。なお、公園敷地においては地歴調査を含めて未実施である。詳細は「閲覧資料4 地歴調査報告書」を参照のこと。
65	57	第2.	8.	(1)	イ	(イ)		実施設計	意匠設計図(A1判・A3縮小判)	設備設計図(A1判・A3縮小判)
66	59	第3.	1.	(2)	ア			業務期間	余熱利用施設は令和9年1月末日までに建設工事を完了すること。 公園は令和9年3月末日までに建設工事を完了すること。	本施設は令和9年1月末日までに建設工事を完了すること。
67	59	第3.	2.	(2)				工事計画策定に当たり留意すべき項目	—	オ. 新ごみ処理施設の試運転を令和8年9月頃から予定している。 カ. 草蒲清掃センターが使用している既存水道管を破損しないよう注意して公園整備にあたること。 キ. 公園敷地の一部に、本市にて特別高圧線の150×4本を敷設する工事を令和8年度に予定しているため、考慮して計画すること。 ク. 公園敷地の一部に、本市にて実施する事業用地北側の新設道路工事の資材置場及び現場事務所等の設置を令和8年3月まで予定しているため、考慮して計画すること。 ケ. 公園敷地の一部に、新ごみ処理施設事業と共同の土のストックヤードを令和8年9月頃まで予定している。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 要求水準書(案) 新旧対照表

No	頁	第1.	1.	(1)	ア	(ア)	a.	項目等	修正前	修正後
68	60	第3.	2.	(2)	コ			工事計画策定に当たり留意すべき項目	オ.公園の敷地内に、菖蒲清掃センターの敷地内にある樹木を仮置きするため、樹木の移設等については新ごみ処理施設整備事業者と調整する。	コ.公園の敷地内に、新ごみ処理施設事業で使用する既存樹木の仮移植を令和8年9月頃まで予定している。樹木の移設等については新ごみ処理施設整備事業者と調整する。
69	60	第3.	2.	(2)	サ			工事計画策定に当たり留意すべき項目	キ.新ごみ処理施設建設のための仮設道路(公園敷地内)は令和8年3月まで使用を予定している。	サ.事業用地北側の新設道路が完成するまでの間(令和8年3月予定)、公園敷地内に市道菖蒲1525号線の迂回道路を整備し使用しているため、考慮して計画すること。
70	60	第3.	2.	(2)	シ			工事計画策定に当たり留意すべき項目	—	シ.上記カ～サについて「閲覧資料10 工事について」を参照して確認すること。
71	60	第3.	2.	(3)	イ	(ウ)		着工前業務	近隣住民等への説明等を実施し、工事工程等についての理解を得ること。	工事概要等を記載したパンフレット等を作成したうえで近隣住民等への説明等を実施し、工事工程等についての理解を得ること。
72	61	第3.	2.	(4)				【着工前の提出書類】	—	キ.風諾願(再資源利用(促進)計画書)Ⅱ部
73	63	第3.	8.	(1)				【施工中の提出書類】	カ.風諾願(再資源利用(促進)計画書)Ⅱ部	—
74	66	第4.	1.	(3)	オ			業務遂行上の留意点	事業者は、開業準備業務報告書(実施した事業内容及び実績等、リハーサル等における実施状況、問題点及びその対応状況、改善方法、課題等)を作成し、総括責任者が内容を確認の上、業務終了後、1か月以内に本市に提出すること。	事業者は、開業準備業務報告書(実施した事業内容及び実績等、リハーサル等における実施状況、問題点及びその対応状況、改善方法、課題等)を作成し、総括責任者が内容を確認の上、業務終了後、1か月以内に本市に提出すること。また、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。
75	67	第4.	3.	(1)	ア			広報業務	事業者は、本施設の開館日、開館時間、施設利用方法、各種教室のプログラム等の総合案内業務及びパンフレット・リーフレットの作成等の広報業務を実施すること。	事業者は、本施設の広報業務を実施すること。
76	67	第4.	3.	(1)	ウ			広報業務	本施設に関するパンフレット・リーフレット等を作成し、配布すること。	本施設の概要や利用案内を記載したパンフレット・リーフレット等を作成すること。
77	67	第4.	3.	(1)	エ			広報業務	本施設の理解度を高めるため、本施設と新ごみ処理施設の模型を作製し、利用者の目にとまる場所へ設置すること。	—
78	67	第4.	3.	(2)	イ			予約受付・利用許可業務	予約受付方法は、原則として、現在本市で運用している公共施設予約システムを利用すること。	多目的室の予約受付方法は、原則として、現在本市で運用している公共施設予約システムを利用すること。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 要求水準書(案) 新旧対照表

No	頁	第1.	1.	(1)	ア	(ア)	a.	項目等	修正前	修正後
79	73	第5.	2.	(4)				調整池等の機能保守管理、非常時対応、緊急点検業務	イ大雨等により、調整池機能が冠水する恐れがある場合には、当該公園エリアの利用禁止措置及び利用者の避難誘導を行い、その後速やかに、その原因や状況及びそれに対する処置を本市に報告すること。 オ大雨後において退水より調整池機能が冠水した場合は、巡視点検、遊具等の洗浄・消毒、園路清掃、排水樹・管清掃等を速やかに行い、公園利用の早期再開に努めること。なお、当該復旧に係る費用については、通常の清掃で対応できない清掃がある場合は、その費用を本市が負担するものとし、本市と事業者との協議により、業務範囲や支払い方法を決定する。	イ大雨等により、調整池機能が冠水する恐れがある場合(公園周辺の排水機能の排水状況等により調整池機能が冠水する恐れがある場合を含む)には、当該公園エリアの利用禁止措置及び利用者の避難誘導を行い、その後速やかに、その原因や状況及びそれに対する処置を本市に報告すること。 オ大雨等により調整池機能が冠水した場合は、退水後、巡視点検、遊具等の洗浄・消毒、園路清掃、排水樹・管清掃等を速やかに行い、公園利用の早期再開に努めること。なお、当該復旧に係る費用については、通常の清掃で対応できない清掃がある場合は、その費用を本市が負担するものとし、本市と事業者との協議により、業務範囲や支払い方法を決定する。
80	77	第5.	6.	(1)	イ	(イ)		プール	不特定多数の利用者が使用する設備・備品等について、適正な衛生管理を行うこと。	不特定多数の利用者が使用する備品等については、必要に応じて清掃を行い、常に衛生的な状態を維持すること。
81	78	第5.	6.	(1)	イ	(カ)		プール	—	レジオネラ菌の発生を未然に防止し、また、レジオネラ菌を不活性化するために、塩と水の電気分解による殺菌等の方法も含め、より積極的な衛生管理に努めること。
82	78	第5.	6.	(1)	イ			プール	(ク)使用する薬剤が「消防法」及び「労働安全衛生法」に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。	(コ)使用する薬剤が「消防法」及び「労働安全衛生法」に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。なお、プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、「高圧ガス保安法」、「労働安全衛生法」などの関係法規を遵守し、適切に管理すること。 (サ)本施設内で、プールに起因する疾病等が発生した際には、直ちに管轄の幸手保健所に通報し、その指示に従うこと。また、事故発生時には、直ちに関係機関に通報するとともに速やかに幸手保健所に報告すること。
83	78	第5.	6.	(1)	ウ			温浴施設	(ア)温浴施設は、営業時間中定期的に巡回し、常に利用者が衛生的かつ快適に利用できるよう、備品類の整理整頓、毛髪や水滴等の除去、消耗品類等の補充等を行うこと。 (イ)浴槽等の浴室内で使用する水の水質は、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」の規定に準拠し、適切に管理すること。 水質検査の結果が水質基準に達しない場合には、速やかに改善を図ること。また、本市及び幸手保健所に報告すること。	(ア)利用者が常に衛生的かつ安全に利用できるよう、温浴施設内は、「公衆浴場法」、「レジオネラ菌の知識と浴場の衛生管理(厚生労働省)」、「循環式浴槽におけるレジオネラ菌対策マニュアル(厚生労働省)」及び「公衆浴場における衛生等管理要領(厚生労働省)」の規定に準拠し、管理すること。 (イ)事業者は温浴施設内を定期的に巡回し、備品等の整理整頓、毛髪や水滴等の除去、消耗品の補充等を行い、施設内を常に利用者が衛生的かつ快適に利用できる状態に管理すること。 (ウ)浴槽水等の浴室内で使用する水の水質は、関係法規に規定された基準を保つこと。 (エ)水質検査は、関係法規に規定に準拠し、実施すること。 (オ)レジオネラ菌の発生を未然に防止し、また、レジオネラ菌を不活性化するために、塩と水の電気分解による殺菌等の方法も含め、より積極的な衛生管理に努めること。 (カ)伝染性の疾患があると思われる者、泥酔者及び他の利用者の快適な利用に支障をきたすことが明らかである者には、利用させないこと。 (キ)温浴施設内で、浴室に起因する疾病等が発生した際には、直ちに幸手保健所に通報し、その指示に従うこと。また、事故発生時には、直ちに関係機関に通報するとともに速やかに幸手保健所に報告すること。 (ク)浴槽内の温度及び温浴施設内の室温は、利用者が快適に利用できるよう、適切な温度管理を行うこと。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 要求水準書(案) 新旧対照表

No	頁	第1.	1.	(1)	ア	(ア)	a.	項目等	修正前	修正後
84	83	第5.	8.					修繕業務	(5)修繕に必要な経費を、本市は毎年度支払うこととする。 (6)提案施設の修繕は、事業者の負担にて適切に実施するものとする。 (7)運営期間終了後も可能な限り長く使用できるよう、長期にわたってライフサイクルコストが低廉化され本市が要求する性能が満足される、施設整備及び運営が提案されることを期待する。	(5)提案施設の修繕は、事業者の負担にて適切に実施するものとする。 (6)運営期間終了後も可能な限り長く使用できるよう、長期にわたってライフサイクルコストが低廉化され本市が要求する性能が満足される、施設整備及び運営が提案されることを期待する。
85	89	第6.	2.	(1)	ウ			総合案内・広報業務	本施設に関するパンフレット・リーフレット等を作成し、配布すること。	本施設に関するパンフレット・リーフレット等を配布すること。なお、パンフレット・リーフレット等の内容については、適宜更新すること。
86	93	第6.	3.	(1)	ウ	(オ)		衛生管理業務	—	更衣室(シャワー室、トイレ等含む)は、営業時間中定期的に巡回し、常に利用衛生的かつ快適に利用できるよう、備品類の整理整頓、毛髪や水滴等の除去、消耗品類等の補充等を行うこと。
87	94	第6.	3.	(1)	ウ	(シ)		衛生管理業務	—	本施設内で、プールに起因する疾病等が発生した際には、直ちに管轄の幸手保健所に通報し、その指示に従うこと。また、事故発生時には、直ちに関係機関に通報するとともに速やかに幸手保健所に報告すること。
88	97	第6.	4.	(1)	ア			公園全体に係る日常運営業務	維持管理業務との連携を図りつつ、日常的に巡回・管理・清掃を行うこと。また、公園の日常的な管理・清掃等にあたっては、ボランティア団体等との調整・連携を図る提案を期待する。	維持管理業務との連携を図りつつ、日常的に巡回・管理・清掃を行うこと(公園東側水路の除塵機含む)。また、公園の日常的な管理・清掃等にあたっては、ボランティア団体等との調整・連携を図る提案を期待する。
89	98	第6.	5.					イベント・市民参加・環境学習	事業者は、本施設の有効活用、集客力・魅力・利便性向上等に資する教室やイベントを、積極的に企画、実施すること。	事業者は、集客のためのイベントや本施設への愛着醸成のための市民参加を積極的に企画、実施すること。内容や回数は事業者の提案とする。また、新ごみ処理施設で実施される環境学習に協力すること。
90	98	第6.	5.		アイ			イベント・市民参加・環境学習	子どもから大人、親子連れなど、幅広い年齢層が楽しく参加でき、繰り返し訪れたい工夫がされたものや活気のあるものを検討すること。内容や回数は事業者の提案とする。	イベントは、活気のあるものや繰り返し訪れたいものを実施すること。各イベントは、子どもから大人、親子連れなど、幅広い年齢層が参加できるものとする。
91	99	第6.	5.		エ			イベント・市民参加・環境学習	余熱利用施設においては、年代や運動強度に応じた様々な教室やプログラム等を実施し、気軽に健康づくりや体力の向上に取り組めるよう工夫すること。	余熱利用施設においては、年代や運動強度に応じたイベントを実施し、気軽に健康づくりや体力の向上に取り組めるよう工夫すること。
92	99	第6.	5.		ク			イベント・市民参加・環境学習	新ごみ処理施設で実施が予定される環境学習やイベント等に協力するとともに、これらの環境学習等を重複しないような計画とすること。	環境学習として、新ごみ処理施設で実施が予定される環境学習やイベント等に協力すること。
93	99	第6.	5.		コ			イベント・市民参加・環境学習	これらの市民参加・環境学習・イベントには、無料で参加できることが望ましい。なお、実施に伴い料金徴収を行う際は、適切な金額を設定すること。	これらの市民参加・環境学習・イベントには、無料で参加できることが望ましい。なお、イベント等の内容の向上のため、料金徴収を行う際は、適切な金額を設定すること。
94	99	第6.	6.					自主事業(任意)	事業者は、本施設を有効活用した自主事業を、独立採算事業として、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができる。	事業者は、本施設の集客力や魅力の向上に資する事業として、本施設等の一部を有効活用した自主事業を、独立採算事業として、本施設等の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができる。
95	99	第6.	6.		ウ			自主事業(任意)	—	余熱利用施設における自主事業については、年代や運動強度に応じた様々な教室やプログラム等の実施を期待する。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 要求水準書(案) 新旧対照表

No	頁	第1.	1.	(1)	ア	(ア)	a.	項目等	修正前	修正後
96	100	第6.	6.					自主事業(任意)	ㄨ. 事業者は、自主事業の実績報告(売上を含むもの)を、運営業務に係る業務報告書に付して提出すること。	ㄨ. 事業者は、自主事業の実績報告(売上を含むもの)を、運営業務に係る業務報告書に付して提出すること。また、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。
97	101	第7.						付帯施設	事業者は、本施設の整備・運営等に係る事業の実施に資する事業で、本施設の用途及び目的を妨げない範囲において、公園整備用地の一部(以下「付帯施設用地」という。)を有効活用し、地域活性化及び利用者の利便性の向上に寄与する機能を有する付帯施設を整備し、付帯事業を行うことができる。	事業者は、本施設の整備・運営等に係る事業の実施に資する事業で、本施設の用途及び目的を妨げない範囲において、公園整備用地の一部(以下「付帯施設用地」という。)を有効活用し、地域活性化及び利用者の利便性の向上に寄与する機能を有する付帯施設を独立採算にて整備し、付帯事業を行うことができる。
98	101	第7.				エ		付帯施設	事業者は、本市に対し、使用料として、条例の定めるところにより算出した使用料以上で、事業者が提案する金額を支払うこと。なお、使用料の算出方法は、当該付帯施設用地を長期間使用する場合の他、数日程度の短期間の場合でも同じとする。	事業者は、本市に対し、使用料として、条例の定めるところにより算出した使用料以上で、事業者が提案する金額を支払うこと。また、使用料は原則として3年ごとに見直しを行い、必要に応じてこれを改定する。
99	添付資料1							用語の定義	(3)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲外のもの(入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。)であって、市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。	(3)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象の他、疫病や感染症等のこれら以外の事由のうち、通常の予見可能な範囲外のもの(入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。事業者が、善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できない第三者による損害を含む。)であって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。 (4)「自主事業」とは、事業者が本施設の集客力や魅力の向上に資する事業として、本施設等の一部を有効活用した独立採算事業を、本施設等の運営・維持管理に支障のない範囲で実施するものをいう。 (5)「提案施設」とは、余熱利用施設や公園施設、新ごみ処理施設との連携、相乗効果が見込める機能を、本施設としての役割を充足する機能等を有する施設として本事業の予定価格の範囲内で本施設内に提案し、その整備及び維持管理・運営を行うことができるものをいう。 (6)「付帯施設」とは、本施設の整備・運営等に係る事業の実施に資するものを、公園施設の設置管理許可により事業者が独立採算で行う施設をいう。 (7)「付帯事業」とは、付帯施設にて実施する事業をいう。
100	添付資料6							電気・機械要求性能表(参考)	室名:倉庫	—
101	添付資料7		2.	(2)				添付資料7 主な維持管理業務項目一覧(参考)	①電気設備(電気保安) ix)自動火災報知設備・自動閉鎖防排煙設備(消火器・消火栓、避難器具、救助袋、誘導灯・誘導標識、非常放送設備等の定期保守点検・調整を含む(消防法に基づく)) (総合点検)年1回 (外観・機能点検)年6回	①電気設備(電気保安) ix)自動火災報知設備・自動閉鎖防排煙設備(消火器・消火栓、避難器具、救助袋、誘導灯・誘導標識、非常放送設備等の定期保守点検・調整を含む(消防法に基づく)) (総合点検)年1回 (外観・機能点検)年2回
102	添付資料7							添付資料7 主な維持管理業務項目一覧(参考)	①電気設備(電気保安) —	①電気設備(電気保安) x)受変電設備 (定期点検)年1回 (巡視・外観点検)年6回

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 要求水準書(案) 新旧対照表

No	頁	第1.	1.	(1)	ア	(ア)	a.	項目等	修正前	修正後
103	添付資料7							添付資料7 主な維持管理業務項目一覧(参考)	②空調換気設備 iv)防火設備(防火戸・防火シャッター等の防火設備の定期検査(建築基準法)、防火対象物の定期点検(消防法)) (総合点検)年1回 (外観・機能点検)年6回	②空調換気設備 iv)防火設備(防火戸・防火シャッター等の防火設備の定期検査(建築基準法)、防火対象物の定期点検(消防法)) 年1～2回
104	添付資料7							添付資料7 主な維持管理業務項目一覧(参考)	②空調換気設備 v)排煙設備 (総合点検)年1回 (外観・機能点検)年6回	②空調換気設備 v)排煙設備 (総合点検)年1回 (外観・機能点検)年2回
105	添付資料7							添付資料7 主な維持管理業務項目一覧(参考)	④その他の設備 ii)消火設備 (総合点検)年1回 (外観・機能点検)年6回	④その他の設備 ii)消火設備 (総合点検)年1回 (外観・機能点検)年2回
106								添付資料8 熱供給に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・温水取合い点での温水の温度:105℃ ・温水取合い点での返送温水の温度:85℃ ・取合い点での屋外配管:取合部配管STPG-370 Shc40 取合配管以降については事業者にて配管径及び材質を提案のこと。 配管取合い点は地盤面-300mm程度 ・場外用温水循環水量:(ポンプ揚程および吐出量含む):事業者にて提案のこと。(参考:ごみ処理施設側での最大熱交換量5.300MJ/hとし、63m³/h程度で供給の想定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・温水取合い点での温水の温度:80～85℃程度 ・温水取合い点での返送温水の温度:60℃程度 ・取合い点での仕様等:取合部配管STPG-370 Shc40、地盤面+4.820mm程度 取合配管以降については事業者にて配管径及び材質を提案のこと。 ・場外用温水循環水量:63m³/h程度 ・最大熱交換量:5.300MJ/h